

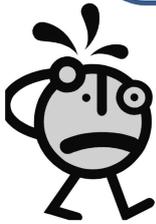


パートタイム労働者の職務改善 取り組んでみませんか？

『雇用均等コンサルタント』がお手伝いいたします！

雇用均等室では、パートタイム労働者を雇用する事業主向けに、パートタイム労働者の公正な待遇の確保を図るため、職務分析・職務評価の導入等についての支援をしています。

パートタイム労働者の定着がよくない…
パートタイム労働者を採用したいけれど応募がない…
パートタイム労働者のやる気を引き出したい！



事業所の現状に合わせ、パートタイム労働者の活用拡大を図るための教育研修、定着に結びつけるための制度等について、ご提案やアドバイスをさせていただきます。
まずは下記へお問合せを！ **無料です！**

支援をご希望の場合は、裏面をFAXしてください。
お電話でも受け付けております。



お問合せ先 **埼玉労働局雇用均等室**

〒330-6016

さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー16階

TEL：048-600-6210 FAX：048-600-6230

パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）

パートタイム労働法は、パートタイム労働者（※）がその能力をより一層有効に発揮することができる雇用環境の整備を目的とした法律です。さらにパートタイム労働者の方々の公正な待遇を確保し、また、納得して働くことができるよう、平成27年4月より、改正法が施行されます。

法律及び改正の詳細は、埼玉労働局のHPをご参照いただくか、お電話でお問い合わせください。

※ パートタイム労働者（短時間労働者）とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（正社員）の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」です。

埼玉労働局雇用均等室 あて

FAX 048-600-6230

個別相談・訪問申込書

事業所名			
所在地	〒		
電話			
役職・氏名			
業種	労働者数 (概数)	人(うちパート 人)	

<ご希望にチェックをしてください>

- コンサルタントの訪問を希望
- 埼玉労働局雇用均等室へ来室を希望
- 資料の送付を希望

パートタイム労働法のあらまし

マニュアル・好事例集(製造業 ・ 小売業 ・ 訪問介護業) H26.6月現在 3業種のみ
その他()

<差支えない範囲でチェックしてください>

どのような内容に関心がありますか

- パートタイム労働者の採用拡大
- パートタイム労働者の定着率向上
- パートタイム労働者の教育・研修
- その他()

どのような制度に関心がありますか

- パートタイム労働者の賃金制度
- パートタイム労働者の評価制度
- パートタイム労働者の教育訓練制度
- キャリアアップ助成金制度
- その他()

